

現行	改定
投資信託の取引にかかる一般規約	投資信託の取引にかかる一般規約
第10条 注文の執行等	第10条 注文の執行等
6. 当行へのご注文が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめお客様に連絡することなく、当該ご注文の受付の中止又は取消しをすることがあります。 ① 略 ② ご注文の内容が法令またはこの規約の定めいずれかに反し、または反するおそれがあると当行が判断する場合 ③ 前各号に掲げる場合のほか、ご注文を受けることが適当でないものと当行が判断した場合	6. 当行へのご注文が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめお客様に連絡することなく、当該ご注文の受付の中止又は取消しをすることがあります。 ① 改定なし ② ご注文の内容が法令またはこの規約の定めいずれかに反し、または反するおそれがあると当行が合理的に判断する場合 ③ 前各号に掲げる場合のほか、ご注文を受けることが適当でないものと当行が合理的に判断した場合
第11条 届出事項の変更	第11条 届出事項の変更
氏名、住所、電話番号、職業、勤務先、印鑑、居住性、居住地図その他の届出事項に変更があった場合またはある場合には、遅滞なく、当行所定の方法により変更手続きを行ってください。	氏名、住所、電話番号、職業、勤務先、印鑑、居住性、居住地図その他の届出事項に変更があった場合またはある場合には、遅滞なく、当行所定の方法により変更手続きを行ってください。この場合、「運転免許証」、「印鑑証明書」、「住民票の写し」または「個人番号カード」等を、ご提示またはご提供願うこと等があります。
2. 前項の届出以前に生じた損害については、当行は何ら責任を負いません。	2. 前項の届出以前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は何ら責任を負いません。
第15条 解約等	第15条 解約等
1. 本口座は、次の各号のいずれかに該当した場合は、解約されます。 ①～⑤ 略 ⑥ 上記以外の場合でも、当行が当行の裁量により、本取引を解約すべきと判断した場合	1. 本口座は、次の各号のいずれかに該当した場合は、解約されます。 ①～⑤ 改定なし ⑥ 上記以外の場合でも、当行が当行の裁量により、本取引を解約すべきと合理的に判断した場合
2. 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、当行は投資信託に関する取引を停止し、またはお客様に通知することによりこの投資信託に関する取引を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの取引を解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されるものとします。 ① 略 ② お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または、過去に暴力団員等に該当し、もしくは次のいずれかに該当することが判明した場合 以下 略 ③ 略	2. 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、当行は投資信託に関する取引を停止し、またはお客様に通知することによりこの投資信託に関する取引を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの取引を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着したまたは到達しなかったときでも、それがお客様の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものととして、解約されるものとします。 ① 改定なし ② お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 以下 略 改定なし ③ 改定なし
第16条 免責事項等	第16条 免責事項等
1. 次に掲げる損害については、当行は免責されるものとします。 ①、② 略 ③ 当行所定の書類に押印した印影又は署名と届出の印鑑又は署名とが相違ないものと当行が認めて、寄託した証券の返還その他の処理が行われることにより生じた損害	1. 次に掲げる損害については、当行は免責されるものとします。 ①、② 改定なし ③ 当行所定の書類に押印した印影又は署名と届出の印鑑又は署名とを当行が相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて、寄託した証券の返還その他の処理が行われることにより生じた損害
2. 当行が第15条第2項により投資信託取引を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、お客様がそれらを負担します。また、当行は、同条項による解約によってお客様にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、一切責任を負いません。	2. 当行が第15条第2項により投資信託取引を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、お客様がそれらを負担します。また、当行は、同条項による解約によってお客様にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。
第18条 規約の変更	第18条 規約の変更
この規約は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。また、上記にかかわらずその内容が軽微である場合には当行ホームページ等への告知に代える場合があります。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、その変更にご同意いただいたものとして取り扱います。	この規約は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、当行ホームページ等への掲載またはその他相当の方法により周知します。
付則	附則
第1条 この規約は、2018年7月17日から施行する。	第1条 この規約は、2019年10月1日から施行する。

現行	改定
証券投資信託受益証券等の保護預り規程	証券投資信託受益証券等の保護預り規程
第10条 連絡事項	第10条 連絡事項
3. 当行が届出のあった名称、住所あてに通知を行いまはその他の送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。	3. 当行が届出のあった名称、住所あてに通知を行いまはその他の送付書類を発送した場合には、お客様の責めに帰すべき事由により延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
第11条 届出事項の変更等	第11条 届出事項の変更等
1. 印章を失ったとき、又は印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。	1. 印章を失ったとき、又は印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、「運転免許証」、「印鑑証明書」、「住民票の写し」または「個人番号カード」等を、ご提示またはご提供願うこと等があります。

現行	改定
第12条 解約等	第12条 解約等
<p>4. 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取りください。第5条による当行からの申し出により契約が更新されないとき、および第5項による解約の場合も同様とします。</p> <p>①～⑤ 略</p> <p>⑥ 上記以外の場合でも、当行が当行の裁量により、本契約を解約すべきと判断した場合</p>	<p>4. 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取りください。第5条による当行からの申し出により契約が更新されないとき、および第5項による解約の場合も同様とします。</p> <p>①～⑤ 改定なし</p> <p>⑥ 上記以外の場合でも、当行が当行の裁量により、本契約を解約すべきと合理的に判断した場合</p>
<p>5. 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預け主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの契約を停止し、または預け主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの契約を解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出した氏名、住所にあてて発信したときに解約されるものとします。</p> <p>① 略</p> <p>② 預け主が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または、過去に暴力団員等に該当し、もしくは次のいずれかに該当することが判明した場合 以下 略</p> <p>③ 略</p>	<p>5. 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預け主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの契約を停止し、または預け主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの契約を解約する際に、当行が解約の通知を届出した氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着または到達しなかったときでも、それがお客様の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものととして、解約されるものとします。</p> <p>① 改定なし</p> <p>② 預け主が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 以下 略 改定なし</p> <p>③ 改定なし</p>
第16条 免責事項	第16条 免責事項
<p>2. 当行が第12条第5項により本取引を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、預け主がそれらを負担します。また、当行は、同条項による解約によって預け主にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、一切責任を負いません。</p>	<p>2. 当行が第12条第5項により本取引を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、預け主がそれらを負担します。また、当行は、同条項による解約によって預け主にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。</p>
第17条 規程の変更	第17条 規程の変更
<p>この規程は、法令の変更その他必要な事由が生じたときに変更することがあります。なお、変更の内容が、預け主の従来の権利を制限し、または預け主に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議申立てがないときは、規程の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。</p>	<p>この規程は、法令の変更その他必要が生じたときに変更することがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、当行ホームページ等への掲載またはその他相当の方法により周知します。</p>
付則	附則
第1条 この規程は、2015年11月1日から施行する。	第1条 この規程は、2019年10月1日から施行する。

現行	改定
外国証券取引口座約款	外国証券取引口座約款
第18条 届出事項の変更届出	第18条 届出事項の変更届出
<p>申込者は、当行に届け出た住所（又は所在地）、氏名（又は名称）等に変更があったとき、又は届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当行所定の手続きにより当行に届け出るものとします。</p>	<p>申込者は、当行に届け出た住所（又は所在地）、氏名（又は名称）等に変更があったとき、又は届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当行所定の手続きにより当行に届け出るものとします。この場合、「運転免許証」、「印鑑証明書」、「住民票の写し」または「個人番号カード」等を、ご提示またはご提供願うこと等があります。</p>
第19条 届出がない場合等の免責	第19条 届出がない場合等の免責
<p>前条の規定による届出がないか、又は届出が遅延したことにより、申込者に損害が生じた場合には、当行は免責されるものとします。</p>	<p>前条の規定による届出がないか、又は届出が遅延したことにより、申込者に損害が生じた場合には、当行に過失がある場合を除き、当行は免責されるものとします。</p>
第22条 契約の解除	第22条 契約の解除
<p>1. 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 上記以外の場合でも、当行が当行の裁量により、本外国証券取引口座を解約すべきと判断した場合</p>	<p>1. 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>(1)～(4) 改定なし</p> <p>(5) 上記以外の場合でも、当行が当行の裁量により、本外国証券取引口座を解約すべきと合理的に判断した場合</p>
<p>2. 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、当行は外国証券に関する取引を停止し、またはお客様に通知することによりこの外国証券に関する取引を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの取引を解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出した氏名、住所にあてて発信したときに解約されるものとします。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または、過去に暴力団員等に該当し、もしくは次のいずれかに該当することが判明した場合 以下 略</p> <p>(3) 略</p>	<p>2. 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、当行は外国証券に関する取引を停止し、またはお客様に通知することによりこの外国証券に関する取引を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの取引を解約する際に、当行が解約の通知を届出した氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着または到達しなかったときでも、それがお客様の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものととして、解約されるものとします。</p> <p>(1) 改定なし</p> <p>(2) お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 以下 略 改定なし</p> <p>(3) 改定なし</p>

現行	改定
第23条 免責事項	第23条 免責事項
次に掲げる損害については、当行は免責されるものとします。 (1) 略 (2) 略 (3) 当行所定の書類に押印した印影と届出の印鑑とが相違ないものと当行が認めて、金銭の授受、寄託した証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害 (4) 当行が第22条第2項により本取引を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、お客様がそれらを負担します。また、当行は、同条項による解約によってお客様にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、一切責任を負いません。	次に掲げる損害については、当行は免責されるものとします。 (1) 改定なし (2) 改定なし (3) 当行所定の書類に押印した印影と届出の印鑑とを当行が相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて、金銭の授受、寄託した証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害 (4) 当行が第22条第2項により本取引を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、お客様がそれらを負担します。また、当行は、同条項による解約によってお客様にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。
第25条 約款の変更	第25条 約款の変更
この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更同意したものとします。	この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、当行ホームページ等への掲載またはその他相当の方法により周知します。
付則	附則
第1条 この約款は、2018年7月17日から施行する。	第1条 この約款は、2019年10月1日から施行する。

現行	改定
投資信託受益権振替決済口座管理約款	投資信託受益権振替決済口座管理約款
第10条 お客様への連絡事項	第10条 お客様への連絡事項
3. 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を送付した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。	3. 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を送付した場合には、お客様の責めに帰すべき事由により延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
第11条 届出事項の変更手続き	第11条 届出事項の変更手続き
1. 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。	1. 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、「運転免許証」、「印鑑証明書」、「住民票の写し」または「個人番号カード」等を、ご提示またはご提供願うこと等があります。
第16条 解約等	第16条 解約等
1. 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替ください。なお、振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお渡しすることがあります。第4条による当行からの申し出により契約が更新されないとき、および第2項による解約の場合も同様とします。 ①～⑥ 略 ⑦ 上記以外の場合でも、当行が当行の裁量により、本取引を解約すべきと判断した場合	1. 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替ください。なお、振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお渡しすることがあります。第4条による当行からの申し出により契約が更新されないとき、および第2項による解約の場合も同様とします。 ①～⑥ 改定なし ⑦ 上記以外の場合でも、当行が当行の裁量により、本取引を解約すべきと合理的に判断した場合
2. 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、当行はお客様の投資信託受益権に関する取引を停止し、またはお客様に通知することによりこの投資信託受益権に関する取引を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの取引を解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されるものとします。 ① 略 ② お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または、過去に暴力団員等に該当し、もしくは次のいずれかに該当することが判明した場合 以下 略 ③ 略	2. 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、当行はお客様の投資信託受益権に関する取引を停止し、またはお客様に通知することによりこの投資信託受益権に関する取引を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの取引を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着しまたは到達しなかったときでも、それがお客様の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものととして、解約されるものとします。 ① 改定なし ② お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 以下 略 改定なし ③ 改定なし
第18条 免責事項	第18条 免責事項
1. 当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。 ①～⑥ 略 ⑦ 当行が第16条第1項または第2項により本取引を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、お客様がそれらを負担します。また、当行は、同条項による解約によってお客様にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、一切責任を負いません。	1. 当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。 ①～⑥ 改定なし ⑦ 当行が第16条第1項または第2項により本取引を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、お客様がそれらを負担します。また、当行は、同条項による解約によってお客様にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。
第20条 この約款の変更	第20条 この約款の変更
この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。	この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、当行ホームページ等への掲載またはその他相当の方法により周知します。
付則	附則
第1条 この約款は、2013年4月1日から施行する。	第1条 この約款は、2019年10月1日から施行する。

現行	改定
投資信託に係る書類の電磁的交付に関する規程	投資信託に係る書類の電磁的交付に関する規程
第7条 電子交付の中止・内容変更	第7条 電子交付の中止・内容変更
1. 当行はお客様の承諾およびお客様への通知をすることなく、いつでも電子交付の中止・内容変更を行うことができるものとします。なお、法令の変更、監督官庁への指示その他必要な事態が発生した場合には、当行は一旦電子交付を停止し書面交付できるものとします。	1. 当行は、合理的な理由がある場合には、お客様の承諾およびお客様への通知をすることなく、いつでも電子交付の中止・内容変更を行うことができるものとします。なお、法令の変更、監督官庁への指示その他必要な事態が発生した場合には、当行は一旦電子交付を停止し書面交付できるものとします。
2. 次の各号の一にでも該当し、お客様からの電子交付依頼を受けることが不適切である場合には、当行はこの電子交付依頼を拒絶し、またはお客様に通知することによりこの電子交付契約を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの電子交付契約を解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されるものとします。 ①、② 略	2. 次の各号の一にでも該当し、お客様からの電子交付依頼を受けることが不適切である場合には、当行はこの電子交付依頼を拒絶し、またはお客様に通知することによりこの電子交付契約を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの電子交付契約を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着または到達しなかったときでも、それがお客様の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものととして、解約されるものとします。 ①、② 改定なし
3. 前項以外の場合でも、当行が当行の裁量により、本電子交付契約を解約すべきと判断した場合、本電子交付契約は解約されます。	3. 前項以外の場合でも、当行が当行の裁量により、本電子交付契約を解約すべきと合理的に判断した場合、本電子交付契約は解約されます。
第8条 免責事項	第8条 免責事項
6. 当行が第7条第2項により電子交付契約を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、お客様がそれらを負担します。また、当行は、本条による解約によってお客様にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、一切責任を負いません。	6. 当行が第7条第2項により電子交付契約を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、お客様がそれらを負担します。また、当行は、本条による解約によってお客様にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。
第9条 規程の変更 (現行なし)	第9条 規程の変更 この規程は、法令の変更その他必要が生じたときに改定することがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、当行ホームページ等への掲載またはその他相当の方法により周知します。
付則	附則
第1条 この規約は、2019年4月19日から施行する。	第1条 この規約は、2019年10月1日から施行する。

現行	改定
累積投資約款	累積投資約款
14. その他	14. その他
(3) この規定は、法令の変更、監督官庁の指示、または必要が生じたときは改定されることがあります。	(3) この規定は、法令の変更、監督官庁の指示、または必要が生じたときは改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、当行ホームページ等への掲載またはその他相当の方法により周知します。
以上	附則
2018年7月	第1条 この約款は、2019年10月1日から施行する。

現行	改定
特定口座に係る上場株式等保管委託約款	特定口座に係る上場株式等保管委託約款
第18条 約款の変更	第18条 約款の変更
この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。また、上記にかかわらずその内容が軽微である場合には当行ホームページ等への告知に代える場合があります。この場合、所定の期日までに異議の申立がないときは、その変更同意したものとします。	この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、当行ホームページ等への掲載またはその他相当の方法により周知します。
附則	附則
この約款は2018年7月17日より適用されます。	第1条 この約款は、2019年10月1日から施行する。

現行	改定
特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款	特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款
第8条 約款の変更	第8条 約款の変更
この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。また、上記にかかわらずその内容が軽微である場合には当行ホームページ等への告知に代える場合があります。この場合、所定の期日までに異議の申立がないときは、その変更同意したものとします。	この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、当行ホームページ等への掲載またはその他相当の方法により周知します。
附則	附則
この約款は2018年7月17日より適用されます。	第1条 この約款は、2019年10月1日から施行する。